

# ぽぷら介護スクール(通信課程)学則

## 第 1 条(設置目的)

介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的な知識・技術及び医療的ケアに関する知識・技術の習得により、質の高い介護サービスを提供できる人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

## 第 2 条(名称及び場所)

ぽぷら介護スクール（通信課程）とする。(以下「当施設」という。)

2 当施設は、大阪府寝屋川市川勝町 11 番 28 号に置くものとする。

## 第 3 条(スクーリング会場所在地)

スクーリングは、大阪府寝屋川市川勝町 11 番 28 号において実施する。

## 第 4 条(修業年限)

修業年限は、以下のとおりとする。

- ・無資格者:6 か月
- ・介護職員初任者研修修了者: 4 か月
- ・訪問介護員養成研修 2 級修了者: 4 か月
- ・訪問介護員養成研修 1 級修了者: 2 か月

## 第 5 条(入所定員及び学級数)

定員は 20 名とする。年間に実施する研修は、1 学級とする。

## 第 6 条(養成課程及び履修方法)

研修は通信形式を主体とし、一部スクーリングを含むものとする。

2 実務者研修(通信課程)とする。研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、次のとおりとする。

| 科目       | 無資格者 | 介護職員<br>初任者研修 | 訪問介護員養<br>成研修 2 級 | 訪問介護員<br>養成研修 1 級 |
|----------|------|---------------|-------------------|-------------------|
| 人間の尊厳と自立 | 5    |               |                   |                   |
| 社会の理解 I  | 5    |               |                   |                   |
| 社会の理解 II | 30   | 30            | 30                |                   |

|                                    |            |            |            |            |
|------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 介護の基本Ⅰ                             | 10         |            |            |            |
| 介護の基本Ⅱ                             | 20         | 20         |            |            |
| コミュニケーション技術                        | 20         | 20         | 20         |            |
| 生活支援技術Ⅰ                            | 20         |            |            |            |
| 生活支援技術Ⅱ                            | 30         |            |            |            |
| 介護過程Ⅰ                              | 20         |            |            |            |
| 介護過程Ⅱ                              | 25         | 25         | 25         |            |
| 介護過程Ⅲ(スクーリング)                      | 45         | 45         | 45         | 45         |
| 発達と老化の理解Ⅰ                          | 10         | 10         | 10         |            |
| 発達と老化の理解Ⅱ                          | 20         | 20         | 20         |            |
| 認知症の理解Ⅰ                            | 10         |            | 10         |            |
| 認知症の理解Ⅱ                            | 20         | 20         | 20         |            |
| 障害の理解Ⅰ                             | 10         |            | 10         |            |
| 障害の理解Ⅱ                             | 20         | 20         | 20         |            |
| こころとからだのしくみⅠ                       | 20         |            |            |            |
| こころとからだのしくみⅡ                       | 60         | 60         | 60         |            |
| 医療的ケア(通信)                          | 50         | 50         | 50         | 50         |
| 医療的ケア講義・演習 <small>(スクーリング)</small> | 15         | 15         | 15         | 15         |
| <b>実務者研修受講時間合計数</b>                | <b>465</b> | <b>335</b> | <b>335</b> | <b>110</b> |

#### 第7条(通信学習の実施方法)

受講者は研修で提供される添削問題をテキストに沿って自己学習し、当施設の定める期日までに回答を郵送にて提出しなければならない。

#### 第8条(休業日)

休業日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始 12月30日～1月3日
- (2) 毎週日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 天災その他やむをえない事情により、研修の実施が困難と当施設が判断した場合に、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、振替受講の別日を設定し、受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

#### 第9条(入所時期)

入所時期は、学級の開講日とする。

#### 第 10 条(入所資格)

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者であって、「無資格者・介護職員初任者研修修了者・訪問介護員養成研修 1 級又は 2 級修了者」のいずれかに該当する者。
- (2) スクーリングに全日程出席できること。
- (3) 大阪府、京都府に在住している者(その他、相談に応じる)で、スクーリングの受講に支障のない者。

#### 第 11 条(入所者の選考)

入所者の選考は、受講申込み書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められる者につき入所決定する。ただし、定員に達した時点において申込受付は終了とする。

#### 第 12 条(入所手続き)

受講申込みの手続きは次のとおりとする。

- (1) 当施設の「介護福祉士実務者研修受講申込書」に必要事項を記載し、科目の免除を希望する者については、該当資格の資格証の写しを提出すること。ただし、定員に達した時点で申込受付は終了する。  
また、応募者が定員に対し少数の場合は、開講を中止する場合がある。
- (2) 当施設は、申込受付を確認した後、受講料支払い書類を郵送する。
- (3) (2)を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。受講者が納入を指定の期日までに実行しない場合、当施設は受講を取り消すことができる。
- (4) 当施設は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

#### 第 13 条(退学)

受講者が退学しようとするときは、その事由を記載した退学届を提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

#### 第 14 条(休学)

受講者が、疾病等のやむを得ない事由によって休学する場合は、休学届を提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

#### 第 15 条(復学)

前条の者が復学しようとするときは、復学届を提出し、養成施設長の承認を得なければならない。

## 第 16 条(修了認定方法)

研修修了の認定方法については次のとおりとする。

テキストによる自宅学習(通信課程)全てと、スクーリングによる学習のすべてを受講(通信・実技試験合格)することで修了の認定となる。

全 20 科目(450 時間)+演習(15 時間)を学習する。

(評価基準)

合格は、ABCDEの 5 段階の判定とする。

| 評価基準         | 評価 | 合否  |
|--------------|----|-----|
| 90 点以上～100 点 | A  | 合格  |
| 80 点以上～90 点  | B  |     |
| 70 点以上～80 点  | C  |     |
| 60 点以上～70 点  | D  |     |
| 60 点未満       | E  | 不合格 |

(添削課題)

E判定は、不合格として課題再提出となる。再提出の場合は添削箇所を訂正し、指定の提出期限までに再提出する。D判定以上の判定が出ない場合は合格するまで課題を再提出する。締め切りは、課題が返却されてから、2 週間以内に再提出することとする。

採点后、合格した者についてはそのまま郵送にて返却するものとする。

(介護過程Ⅲ)

スクーリングは指定された日に当施設研修会場にて行う。

スクーリングに参加し、スクーリング後の実技試験の総評価においてD判定の基準に達することで合格とする。D判定以上の評価が出るまで試験を繰り返し行うものとする。

(医療的ケア)

医療的ケアの演習は指定された日に当施設研修会場にて行う。

医療的ケア通信課程を全て修了していることで参加とする。D判定以上の判定が出ない場合は合格するまで課題を再提出する。締め切りは、課題が返却されてから、2 週間以内に再提出することとする。

採点后、合格した者についてはそのまま郵送にて返却するものとする。

基本演習は次の通りとする。

- ・口腔内の喀痰吸引 5回以上行う
- ・鼻腔内の喀痰吸引 5回以上行う
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引 5回以上行う
- ・胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 5回以上行う
- ・経鼻経管栄養 5回以上行う
- ・心肺蘇生法 1回以上を行う

演習の全てに参加し、演習後の実技試験においてD判定の基準に達することで合格とする。D判定以上の評価が出るまで試験を繰り返し行うものとする。

#### 第 17 条(修了証明書の交付)

第 16 条により修了を認定された者は、当施設において修了証明書を交付する。

#### 第 18 条(受講料)

受講費用は次のとおりとする。

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 無資格者             | 110,000 円(税込み) |
| 介護職員初任者研修修了者     | 90,000 円(税込み)  |
| 訪問介護員養成研修修了者 1 級 | 80,000 円(税込み)  |
| 訪問介護員養成研修修了者 2 級 | 90,000 円(税込み)  |

#### 第 19 条(研修欠席者の取扱い)

理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合には欠席とする。やむを得ず欠席する場合には、必ず電話等により届けることとする。早退は欠席扱いとする。

#### 第 20 条(補講の取扱い)

やむを得ない事情でスクーリングの一部を欠席した場合は、補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。ただし、補講にかかる授業料については、1 コマあたり 3,000 円(消費税込)を受講者の負担とする。

#### 第 21 条(教職員の組織)

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設長(校長) 1 名
- (2) 専任教員 1 名以上

- |               |      |
|---------------|------|
| (3) 講師(介護過程Ⅲ) | 1名以上 |
| (4) 講師(医療的ケア) | 1名以上 |
| (5) 事務職員      | 1名   |

## 第22条(賞罰)

賞罰は次の各号のいずれかに該当した場合は、戒告、退学の措置をとることが出来る。

- (1) 素行不良(遅刻常習、無断欠席、演習課題の遅延が常習等)で改悛の見込みがないと認められる。
- (2) 秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。
- (3) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合。

## 第23条(解約の条件及び返金の有無)

受講者からの解約は次のとおりとする。

- (1) 教材を受領した日から起算して8日間を経過するまではキャンセルする旨を書面にて当社に連絡及び教材の返却をすることにより、契約を解除でき、全額返金とする。ただし、教材の破損があった場合には教材費は返還しない。(送料や振込手数料は受講者負担とする)
- (2) (1)の期間後、解約の希望がある場合は受講者本人より開講の3日前までに当施設にその旨を書面にて連絡する。当社は連絡確認後、納入された受講料の半額を返還する。なお、この場合は教材の返還は必要ないものとする。
- (3) (1)(2)以外の場合は、原則として、納入された受講料は返金しないこととする。

## 第24条(受講者の本人確認)

受講者の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講証明書には受講者本人の顔写真を添付する。
- (2) 受講者はスクーリング初日に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認をする。
- (3) 通学毎に、受講者は出席簿に押印する。

## 第25条(使用教材)

使用する教材は次のとおりとする。

介護福祉士実務者研修テキストブック(ミネルヴァ書房)

## 医療的ケア(ミネルヴァ書房)

### 第 26 条(在籍期限)

在籍期限は 1 年以内とする。ただし、やむを得ない場合については手続きのうえ、2 年までとする。

### 第 27 条(受講の取消し)

次に該当するものは、受講の取消しとすることができる。

受講料の返金を行わないものとする。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、本分の見込みがないと認められた者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
- (4) 第 26 条に定める在籍期間を過ぎた者

ただし、(1)と(2)に関しては、双方(受講者と当施設)の意思の確認の上、決定する。

### 第 28 条(個人情報の保護)

当施設が知り得た受講生に係る個人情報は、当施設の定める個人情報規定に基づき適切に取り扱うこととする。

- 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

### 第 29 条(施行細則)

この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当施設がこれを定める。

### (付則)

この学則は、令和 5 年 4 月 15 日より施行する。